

令和8年度
介護保険サービス提供事業者説明会
(集団指導)

資 料

静岡市 介護保険課

実施期間 令和8年5月 25 日(月)～7月 24 日(金)

目 次

第1 全般の留意事項

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - (1) 集団指導の受講にあたって
 - (2) 介護サービス事業者の責務とは
 - (3) 指定基準とは

- 2 介護サービス事業者の指導監督・・・・・・・・ P 3
 - (1) 指導の目的等
 - (2) 令和8年度静岡市介護保険施設等指導方針
 - (3) 令和5～7年度 運営指導における主な指摘・助言事項等一覧・・・・・・・・ P 10

- 3 令和6年度介護報酬改定に関する事項・・・・・・・・ P 37
 - (1) 令和8年度末まで経過措置となっている事項
 - ①協力医療機関との連携体制の構築
 - ②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

 - (2) 義務化となった事項・・・・・・・・ P 43
 - ①業務継続に向けた取組の強化
 - ②感染症対策の強化
 - ③高齢者虐待防止の推進
 - ④身体的拘束等の適正化の推進
 - ⑤「書面掲示」規制の見直し
 - ⑥認知症介護基礎研修の受講
 - ⑦新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
 - ⑧栄養管理
 - ⑨口腔衛生の管理

 - (3) 一体的に実施可能な研修・訓練・委員会・・・・・・・・ P 73

- 4 指定（許可）に関する届出等
 - (1) 電子申請届出システム（webによる指定申請等）・・・・・・・・ P 76
 - (2) 指定（許可）後の手続・・・・・・・・ P 79
 - (3) 介護サービス情報の公表（介護事業者経営情報の報告もふれる）・・・・・・・・ P 86
 - (4) 業務管理体制の届出・・・・・・・・ P 89
 - (5) 共生型、緩和型サービスの指定基準等・・・・・・・・ P 92

- 5 運営基準に係る共通事項（3以外）
 - (1) 感染症・食中毒・・・・・・・・ P 96
 - (2) 事故防止・・・・・・・・ P 98
 - (3) 非常災害対策・・・・・・・・ P 99

(4) 同日利用、サービス併用、事業所併用等	P 1 0 2
(5) その他の日常生活費	P 1 0 7
(6) ケアマネジメントに関する基本方針	P 1 0 9
(7) ハラスメント対策の強化	P 1 1 1

第2 サービス別留意事項

1 共通事項

(1) 介護職員等処遇改善加算	P 1 1 3
(2) LIFEに関する取扱い	P 1 2 0
(3) 人員基準欠如等	P 1 2 9
(4) サービス提供体制強化加算	P 1 3 2
(5) 口腔連携強化加算	P 1 3 5
(6) 看護体制加算	P 1 3 8
(7) リスクマネジメント（安全管理体制、安全対策体制）の強化	P 1 4 1
(8) 協力医療機関との定期的な会議の実施	P 1 4 3
(9) 入院時等の医療機関への情報提供	P 1 4 7
(10) 高齢者施設等における感染症対応力の向上	P 1 4 9
(11) 介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの活用促進	P 1 5 4
(12) 認知症チームケア推進加算	P 1 5 6
(13) 介護現場における医行為の留意事項	P 1 6 0

2 訪問介護

- (1) サービス行為ごとの区分
- (2) 同居家族等がいる場合における生活援助等の取扱い
- (3) 院内介助の取扱い
- (4) 通院等乗降介助
- (5) 同一建物減算

3 訪問看護

- (1) 理学療法士等による訪問看護
- (2) 施設入所日及び退所日等における算定

4 訪問リハビリテーション

- (1) 算定の基準
- (2) 介護予防訪問リハビリテーションの減算
- (3) リハビリテーションマネジメント加算

5 居宅療養管理指導

- (1) 居宅療養管理指導費の評価対象
- (2) 加算の新設と届出

6 通所系サービス共通

- (1) 個別機能訓練加算

- (2) 入浴介助加算
- (3) 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定
- (4) 中重度者ケア体制加算
- (5) 事業所規模による区分の取扱い
- (6) 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化
- (7) 送迎を行わない場合の減算
- (8) 口腔機能向上加算

7 通所リハビリテーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 0 6

- (1) 介護予防通所リハビリテーションの減算
- (2) リハビリテーションマネジメント加算
- (3) 医療リハビリから介護リハビリへの移行

8 福祉用具貸与・特定福祉用具販売・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 1 3

- (1) 全国平均貸与価格、貸与価格の上限
- (2) 軽度者への福祉用具貸与
- (3) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入
- (4) モニタリング実施時期の明確化、結果の記録及び介護支援専門員への交付

9 特定施設入居者生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 2 0

- (1) 退院・退所時連携加算
- (2) 看取り介護加算
- (3) 夜間看護体制の強化

10 短期入所生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 2 5

- (1) 長期利用者に対する減算
- (2) 長期利用の適正化
- (3) 看取り連携体制加算

11 地域密着型サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 3 2

- (1) 新規開設
- (2) 従業者等の研修
- (3) 運営推進会議
- (4) 自己評価・外部評価
- (5) 地域密着型通所介護における人員配置
- (6) 総合マネジメント体制強化加算
- (7) 認知症対応型共同生活介護における留意事項
- (8) 短期利用の手続き
- (9) 独自報酬加算

12 介護老人福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 4 7

- (1) 特例入所の取扱い
- (2) 緊急時等の対応方法の定期的な見直し

1 3	介護老人保健施設	P 2 5 1
(1)	基本報酬及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算	
(2)	短期集中リハビリテーション実施加算	
1 4	介護医療院	P 2 5 9
(1)	介護医療院の位置づけ	
1 5	居宅介護支援	P 2 6 2
(1)	管理者の配置要件	
(2)	介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数	
(3)	他のサービス事業所との連携によるモニタリング（介護予防支援を含む）	
(4)	特定事業所加算	
(5)	入院時情報連携加算	
(6)	通院時情報連携加算	
(7)	退院・退所加算	
1 6	介護予防支援	P 2 7 3
(1)	居宅介護支援事業者が市から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い	
(2)	委託連携加算	
参考	問合せ先一覧	P 2 7 6

【根拠法令一覧表】

略称	正式名称
指定基準	
H11 厚令 37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
H18 厚労令 35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
H11 老企 25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
H18 厚労令 34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
H18 厚労令 36	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
H18 老計発 0331004 号他	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
H11 厚令 38	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
H11 老企 22	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
H11 厚令 39	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
H12 老企 43	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
H11 厚令 40	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
H12 老企 44	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
H30 厚労令 5	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
H30 老老発 0322 第1号	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
H18 厚労令 37	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
H18 老振発 0331003 号他	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について
H30 厚労告 80	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準
H30 老高発 0322 第1号	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について
報酬基準	
H12 厚告 19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
H12 厚告 20	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
H12 老企 36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
H18 厚労告 126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
H18 厚労告 128	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
H18 老計発 0331005 号他	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
H12 厚告 21	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

H12 老企 40	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
H18 厚労告 127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
H18 厚労告 129	指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準
H18 老計発 0317001 号他	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
H27 厚労告 95	厚生労働大臣が定める基準
H27 厚労告 96	厚生労働大臣が定める施設基準